

あきる野市人事行政の運営等の状況

あきる野市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、あきる野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第13号）に基づき、平成25年度の職員数、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（単位：人）

平成25年 4月1日現 在職員数 (a)	採用等の状況 平成26年4月 1日 (b)	派遣 帰任 (c)	退職等の状況 (25年4月2日から26年4月1日)					平成26年 4月1日現 在職員数 (i=a+b+c-h)	前年度 比較 (i-a)
			定年 (d)	普通 (e)	死亡 (f)	その他 (g)	計 (h=d+e+f+g)		
422	14	1	10	7	0	5	22	415	△7

※平成26年4月1日現在の職員数（i）の他に西秋川衛生組合へ2人、秋川衛生組合へ1人、東京都後期高齢者医療広域連合へ1人、社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会へ2人、東京都競馬株式会社へ1人を派遣しております。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	昨年度の 人件費率
		千円	千円	千円	%	%
平成25年度	平成26年3月31日現在 81,900人	30,242,495	666,732	4,136,042	13.7	13.6

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などが含まれます。

2 普通会計とは、一般会計から国民健康保険や後期高齢者医療にかかる人件費を除く統計上の会計です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与 費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	385人 (40)	1,659,220	362,689	633,453	2,655,362	6,897

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

4 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれております。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
あきる野市	344,575円	434,326円	44.6歳	333,081円	388,049円	50.1歳
東京都	325,565円	456,418円	41.8歳	300,336円	402,439円	47.9歳

(注) 平均給与月額は、その月に支給される給料および諸手当の合計額です。

(4) 職員の初任給の状況

（平成26年4月1日現在）

区分	初任給			
	あきる野市	東京都	国	
	円	円	円	
一般 行政職	大学卒	181,200	181,200	総合職 181,200 一般職 172,200
	高校卒	142,700	142,700	140,100

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長 主査	主任	一般事務 一般技術	
職員数	11人	38人	27人	81人	112人 (16人)	54人 (20人)	323人 (36人)
構成比	3.4%	11.8%	8.4%	25.0%	34.7% (44.4%)	16.7% (55.6%)	100.0% (100.0%)

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当(平成26年度支給割合)	
市長 副市長	774,000円	6月期	1.90月分
	740,000円	12月期	2.00月分
		合計	3.90月分
議長 副議長 常任委員長 議会運営委員長 議員	510,000円	6月期	1.90月分
	456,000円		
	441,000円		
	441,000円	12月期	2.05月分
	433,000円	合計	3.95月分

- (注) 市長10%の減額措置有り

(7) 職員手当の状況(普通会計)

区分	あきる野市			東京都			国					
期末・ 勤勉 手当	(平成25年度支給割合) 単位：月分			(平成25年度支給割合) 単位：月分			(平成25年度支給割合) 単位：月分					
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計			
	6月期	1.225 (0.650)	0.675 (0.325)	1.900 (0.975)	6月期	1.225 (0.650)	0.675 (0.325)	1.900 (0.975)	6月期	1.225 (0.650)	0.675 (0.325)	1.900 (0.975)
	12月期	1.355 (0.790)	0.675 (0.325)	2.030 (1.115)	12月期	1.375 (0.800)	0.675 (0.325)	2.050 (1.125)	12月期	1.375 (0.800)	0.675 (0.325)	2.050 (1.125)
	合計	2.580 (1.440)	1.350 (0.650)	3.930 (2.090)	合計	2.600 (1.450)	1.350 (0.650)	3.950 (2.100)	合計	2.600 (1.450)	1.350 (0.650)	3.950 (2.100)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
退職 手当	単位：月分		単位：月分		単位：月分							
	(支給率)	普通	普通	普通	普通	普通						
	勤続20年	23.5 (23.75)	23.5 (26.83)	勤続20年	23.5 (26.0)	23.5	勤続20年	20.445 (21.62)	25.55625 (27.025)			
	勤続25年	31.5 (31.83)	31.5 (35.5)	勤続25年	31.5 (34.5)	31.5	勤続25年	29.145 (30.82)	34.5825 (36.57)			
	勤続35年	45.0 (46.58)	45.0 (49.73)	勤続35年	45.0 (48.5)	45.0	勤続35年	41.325 (43.7)	49.59 (52.44)			
	最高限度額	45.0 (49.73)	45.0 (49.73)	最高限度額	45.0 (48.5)	45.0	最高限度額	49.59 (52.44)	49.59 (52.44)			
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)							
平成25年度1人当たり平均支給額 普通 388万円(平均勤続10年11月) 定年等 2,473万円(平均勤続37年10月)			平成25年度1人当たり平均支給額 普通 241万円(平均勤続6年10月) 定年等 2,396万円(平均勤続36年3月)									

- (注) 1 期末・勤勉手当の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の支給率について、()内は経過措置期間中(26年4月1日時点)の支給率です。
 3 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成26年4月1日現在)	支給対象地域	全地域
	支給率	10%
	支給対象職員数	383人
	東京都の制度(支給率)	地域区分により 18~0%
	国の制度(支給率)	地域区分により 18~0%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額(平成24年度)	442,396円

特殊勤務手当 (平成25年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.5%
	支給職員1人当たり平均支給年額		9,367円
	手当の種類(手当数)		7種類
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	危険手当
職員に支給されている手当		危険手当 税務手当	

時間外勤務手当	平成25年度	支給総額	98,007千円
		職員1人当たり支給年額	289千円
	平成24年度	支給総額	89,296千円
		職員1人当たり支給年額	261千円

(平成26年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 配偶者のない職員の第1子 13,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(配偶者のない職員の第1子を除く)1人につき4,000円を加算	異なる	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない職員の第1子 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算
住居手当	当該年度末35歳未満の世帯主で、家賃月額15,000円以上で住宅を借り受けている職員 15,000円	異なる	賃貸住宅居住職員に対する最高限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離に応じて支給 (車、自転車等)	一部異なる	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離により支給額が異なる (車、自転車等)

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減数			主な増減理由	
	平成 25年	平成 26年	増員数	減員数	差引		
一般行政部門	議 会	6	6	0	0	0	
	総 務	95	94	7	8	△1	業務量増に伴う増(5)、退職者の職員課異動に伴う増(1)、新規派遣者による増(1)、職員課付け派遣者による減(△1)、職員課付け退職者の職場復帰による減(△2)、事務の民間等委託に伴う減(△4)、人事異動に伴う欠員不補充による減(△1)
	税 務	36	35	0	1	△1	人事異動に伴う欠員不補充による減(△1)
	民 生	86	82	2	6	△4	業務量増に伴う増(2)、事務の統廃合縮小に伴う減(△2)、人事異動に伴う欠員不補充による減(△4)
	衛 生	40	40	0	0	0	
	農林水産	9	9	0	0	0	
	商 工	12	17	6	1	5	業務量増に伴う増(6)、事務の統廃合縮小に伴う減(△1)
	土 木	33	34	1	0	1	業務量増に伴う増(1)
	小 計	317	317	16	16	0	
特別行政部門	教 育	75	69	2	8	△6	業務量増に伴う増(1)、欠員補充による増(1)、事務の統廃合縮小による減(△8)
	小 計	75	69	2	8	△6	
普通会計計		392	386	18	24	△6	
公営企業等会計部門	下 水 道	5	5	0	0	0	
	そ の 他	29	28	2	3	△1	業務量増に伴う増(2)、事務の民間委託化に伴う減(△3)
	小 計	34	33	2	3	△1	
合 計		426 (37)	419 (40)	20	27	△7	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。
2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9) 給与水準

平成25年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は111.1で、あきる野市は106.5です。なお、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合、東京都は102.7で、あきる野市は98.3です。都内26市中でも最も低い水準となっています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成26年4月1日現在)

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髓液提供休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇及び介護休暇があります。

平成25年の年次有給休暇の平均取得日数は10.3日です。

(3) 育児休業の状況（平成25年度）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

(単位：人)

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	0	1
育児休業期間延長の承認件数	0	0
部分休業の承認件数	0	5

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成25年度に分限懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	分 限 処 分				懲 戒 処 分			
	免 職	休 職	降 任	降 給	免 職	停 職	減 給	戒 告
処分者数	0	7	0	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて職務に専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区 分	内 容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等の定めに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職責を遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に限り、職務専念義務が免除されます。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様です。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の特定の政治的活動を行うことが制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修実施状況（平成25年度）

（単位：人）

研修種別		受講数	備考
派遣研修	東京都市町村職員研修所	必修研修 110	新任研修、現任研修、係長研修、課長研修、部長研修
		選択研修 126	講師養成研修、法務・自治体経営研修、能力開発研修、情報処理研修、専門職研修、実務研修、特別研修、スポット研修
	その他派遣研修	実務研修等 28	市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、環境省環境調査研修所、日本経営協会、東京都福祉保健局、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、総務省統計研修所等
小計		264	
独自研修	市	一般研修 97	新任職員研修、新任職員研修Ⅱ、新任職員フォロー研修、新任職員指導者研修、新任課長研修、評価者研修
		実務研修 152	説明能力向上研修、クレーム対応力向上研修、文書作成研修、庁内実務研修「財務」、「会計」、「会計（再任用職員対象）」、表計算ソフト中級研修
		特別研修 219	安全衛生科「生活習慣病予防」、防犯研修、普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習「新規講習」、コーチング研修、ブラッシュアップ女性職員研修、キャリアデザイン研修、クレーム対応マニュアル研修（レポート研修）、メンタルヘルス研修
自己啓発研修	通信教育講座 受講料助成事業	13	（社）日本監督士協会 外2社
職場研修	市	378	社会保障・税番号制度について、地方債について、あきる野市人材育成基本方針について、住民と行政の協働について、秋川渓谷観光について、子ども・子育て支援事業計画策定と子育て世帯臨時特例給付金の対応について等
小計		859	
合計		1,123	

(2) 人事考課（勤務評定）

職員の日常の勤務や仕事ぶりを通じて、その成績、能力及び態度を組織的、客観的に評価し、職員の能力開発、指導育成、配置、昇任選考などに反映し公正かつ適正な人事管理を行ってまいります。

人事考課には、定期考課と特別考課の2種類があります。

定期考課対象期間…平成25年1月1日から平成25年12月31日

特別考課対象期間…平成25年4月1日から平成25年8月31日

定期考課対象職員…全職員

特別考課対象職員…新規採用職員で、採用の日から5月を経過した職員

評定項目…成績（仕事の成果）、能力（知識、企画力、指導力など）及び態度（積極性、協調性、責任感、規律性）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

この互助会は、職員の会費及び市の補助金などで運営されています。職員の会費は毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額で、市の補助金は平成25年度実績で職員1人当たり5,000円です。運営費の構成は職員の会費1に対して補助金は0.24の割合となっております。

また、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担金の財源により、短期給付事業（医療等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（住宅貸付等）を行っており、国民年金、厚生年金健康保険及び国民健康保険などと併せて社会保険制度の一環とされています。

(2) 健康診断の実施状況（平成25年度）

（単位：人）

区 分	受診者数
定期健康診断	547
胃 検 診	116
VDT検診	204
婦人科検診	43
腰痛検診	294
計	1,204

(3) 公務災害補償の状況

公務上及び通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。（平成25年度中に認定された件数）

（単位：人）

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	2	0
通 勤 災 害	1	0

8 公平委員会の業務の状況

あきる野市は、11市5町8村13一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しております。業務内容としましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況（単位：件）

前年度からの 継続案件	平成25年度申 立て事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況（単位：件）

前年度からの 継続案件	平成25年度申 立て事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	0	0	0

※ 問い合わせ 総務部職員課人事給与係 電 話 042-558-1111
内 線 2321・2322